# 秋田県立秋田南高等学校・秋田県立秋田南高等学校中等部における生成AI利用ガイドライン

---------------------------------------------------------------------------------

本校における生成AI利用ガイドラインの要点

このガイドラインは、文化庁文化審議会および文部科学省の示す方針に基づき、生徒が生成AIを適切かつ効果的に学習活動に利活用するための基本的な考え方と具体的な留意点を示すものです。Google Workspace for Educationの契約済みであることを前提とし、学校（秋田県）が提供する生成AIサービスを生徒が利用する場合に適用されます。

〇利用する生成AIツール　Google Gemini, NotebookLM

※Googleのコアサービスとして提供されている。

---------------------------------------------------------------------------------

**I. 基本的な考え方**

1. **人間中心のAI利活用**
   - 生成AIは、生徒の能力を補助し、拡張する**有用なツール**として捉えるべきです。
   - 生成AIの出力はあくまで「参考の一つ」**であり、**「最適解とは限らない」**ことを常に認識し、最終的な判断と成果物への責任は**生徒自身にあります。
   - AIに依存することなく、自己の**思考力、判断力、表現力等**を向上させることを目的とします。
2. **情報活用能力の育成強化**
   - 生成AIの利用を通じて、**情報モラル**を含む情報活用能力を一層強化します。
   - 情報の真偽を確かめる（ファクトチェック）方法や、偏見（バイアス）が含まれる可能性を理解し、**批判的に考察する力**を養うことが重要です。
3. **教師の役割**
   - 教師は、生成AIの仕組みや特徴を理解し、その**利便性、懸念点、賢い付き合い方**を生徒に指導します。
   - 教師は、生成AIを活用した活動が**学習指導要領に示す資質・能力の育成に寄与するか**、教育活動の目的を達成する観点から**効果的であるか**を吟味し、適切な課題設定と指導を行います。

---------------------------------------------------------------------------------

**II. 利用における共通の留意点**

生徒は生成AIを利用するにあたり、以下の点に常に留意すること。

1. **安全性と適正利用**
   - 学校が提供する**Google Workspace for Educationのアカウント**を通じて生成AIを利用し、**個人のアカウントや私用端末での利用は原則禁止**します。
   - 生成AIの**最新の利用規約**（年齢制限、保護者の同意の必要性、生成物のライセンス等）を確認し、遵守します。
2. **情報セキュリティの確保**
   - 学校の**教育情報セキュリティポリシー**に従って利用します。
   - **機密性の高い情報**（成績情報、個人を特定できる情報、プライバシーに関わる情報など）を**プロンプトに入力してはなりません。**ただし、提供サービス側で個人情報の機械学習への利用を行わない設定（オプトアウト）がなされている場合を除く。
3. **個人情報、プライバシー、著作権の保護**
   - **氏名や写真等の個人情報をプロンプトに入力しない**よう徹底します。
   - **著作権侵害につながるような利用は行いません**（著作権に関する具体的な留意点は後述）。
4. **公平性の確保**

- 生成AIの出力には**偏見（バイアス）が含まれる可能性**があることを認識し、**公平性を欠くことがないよう、必ず人間が判断を介在させること。**

5. **透明性の確保、関係者への説明責任**
   - 生成AIの出力結果を学習活動の成果物として利用する際には、**利用した生成AIの名称、入力したプロンプト、生成した日付などを明記**し、**出典・引用**を明らかにします。

--------------------------------------------------------------------------------

**III. 著作権に関する具体的な留意点**

生成AIを利用する上で、特に著作権について以下の点を理解し、遵守することが重要です。

1. **著作権法の基本的な考え方**
   - 著作権法は、**「思想又は感情を創作的に表現したもの」の著作物**を保護します。
   - **単なる事実、データ、アイデア（作風や画風等）は著作物に含まれず**、著作権の保護対象ではありません。
   - 他人の著作物を無断で利用（複製、公衆送信等）した場合、原則として著作権侵害となります。
   - 著作権侵害となるかは、既存の著作物との「類似性（創作的表現が共通していること）」**および**「依拠性（既存の著作物を基に創作したこと）」の両方が認められるか否かで判断されます。
   - ただし、著作権法には**権利制限規定**があり、一定の場合には著作権者の許諾なく著作物を利用できます。
2. **学校における利用と著作権法第35条**
   - **学校の授業の過程**において、教師や生徒が著作物を複製または公衆送信する行為は、**著作権法第35条**により**著作権者の許諾なく利用可能**とされています。この場合、**既存の著作物との類似性や依拠性がある生成物であっても、著作権侵害とはなりません。**
   - しかし、授業目的の範囲を超えて利用する（例：学校のウェブサイトに掲載、外部のコンテストに提出）場合は、著作権法第35条は適用されず、**原則として著作権者の許諾が必要**となるため、著作権侵害となる可能性があります。
3. **生成AIと著作権侵害の判断**
   - **類似性**:生成AIの生成物が既存の著作物と類似しているかどうかは、「既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得できるか」で判断されます。作風やアイデアが似ているだけでは著作権侵害になりません。
   - **依拠性**:
     - 生徒が既存の著作物を認識しており、意図的に類似した生成物を生成させた場合（例：特定のキャラクター名をプロンプトに入力するなど）は、依拠性が認められ、著作権侵害となります。
     - **生徒が既存の著作物を認識していなかったが、生成AIがその著作物を学習用データとして利用していた場合**は、通常、依拠性が推認され、著作権侵害となり得ます。ただし、生成AIの**技術的な仕組み**（例：学習に用いた著作物の創作的表現が生成されないようにするフィルタリング措置など）により、既存の著作物の表現が直接出力される状態にないと法的に評価できる場合は、依拠性が否定されることもあり得ます。
   - **責任**:著作権侵害が認められた場合、**差止請求**（侵害物の生成停止や廃棄など）は、故意や過失の有無を問わず可能です。**損害賠償請求**や**刑事罰**は、故意または過失が認められる場合に適用されます。
   - **AI開発事業者（Google）の責任**:特定の生成AIを用いた場合に侵害物が高頻度で生成される、またはGoogleが類似物生成の蓋然性を認識しながら抑止措置を講じていない場合、Googleが著作権侵害の責任を負う可能性が高まります。一方で、Googleが防止措置を講じている場合、責任を負う可能性は低くなります。

4. **AI生成物の著作物性**
    - AI自体は法的人格を有さないため、生成AIが生成したものが著作物と認められても、生成AIが著作者となることはなく、**生成AIを利用して「著作物を創作した」人が著作者**となります。
    - AI生成物が著作物と認められるかは、**生徒がどの程度「創作的寄与」をしたか**によって判断されます。
        - **具体的で詳細な指示**（プロンプト等）により、創作的表現を生み出す意図が明確な場合、作物性が認められる可能性が高まります。
        - 生成物を確認し、**指示を修正しつつ試行を繰り返す**など、人間の意図が介在する過程が多い場合も、著作物性が認められる可能性があります。
        - 単なる生成物の**選択行為だけでは創作的寄与とは評価されません。**
        - 生成AIによる出力に**人間が加筆・修正を加えた部分**は、通常、著作物性が認められます。
5. **利用規約と責任主体**
    - Google Workspace for Educationを通じて提供される生成AIの利用規約において、生成物の著作権の帰属や利用範囲について確認することが重要です。一般的に、生成AIサービスは、入力された情報（プロンプト）を機械学習に利用しない設定（オプトアウト）を提供している場合がありますので、学校としてその設定状況を確認し、生徒に周知します。

---

## IV. 生成AIおよびGoogle Workspace for Educationの利用に特化した留意点

1. **学校提供のアカウント利用**
    - 生成AIは必ず学校から付与されたGoogle Workspace for Educationのアカウントで利用し、**個人アカウントでの利用は一切行わない**こと。これにより、学校がセキュリティやプライバシー設定を一元管理し、安全な利用環境を確保します。
2. **データ利用とプライバシー設定**
    - Google Workspace for Education環境下での生成AIのデータ取り扱いポリシー（特に、入力されたプロンプトや生成物が機械学習に利用されるか否か）を学校が確認し、生徒に周知します。**個人情報保護のため、機械学習を許可しない設定が可能な場合は、その設定を推奨します。**
3. **生成物のライセンスと利用範囲**
    - 生成AIによって生成されたコンテンツのライセンスや利用条件は、Googleの利用規約に準じます。学校の教員はこれを把握し、生徒が生成物を外部で利用（例：SNSでの公開、外部コンテストへの応募）する際の注意点を指導します。**授業目的以外での利用は、著作権侵害のリスクを考慮し、慎重に行う**よう指導します。
4. **教師の監督と生徒の責任**
    - 教師は、生徒の生成AIの利用状況を適切に監督し、ハルシネーションやバイアス等の問題点を生徒が認識しているか確認します。
    - 生徒は、生成AIの出力を鵜呑みにせず、**常に自らの判断で内容の正確性や適切性を確認**し、最終的な成果物について**自己の責任を負う**ことを徹底します。

---

## V. 今後の検討

生成AI技術は日進月歩で発展しており、それに伴う法的・社会的な議論も進行中です。本ガイドラインは現時点での考え方を示すものであり、今後も新たな判例や技術の進展、諸外国の動向を踏まえ、**必要に応じて見直し**を行います。生徒、保護者、教職員からのフィードバックも積極的に収集し、より実情に合ったガイドラインとなるよう努めます。

---

2025.8.20策定